

輸入者のための

関税評価セミナー

★ 輸入貨物代金とは別に、買手により負担される加算要素
(無償提供費用等) の取扱いについて

平成29年 2月 9日

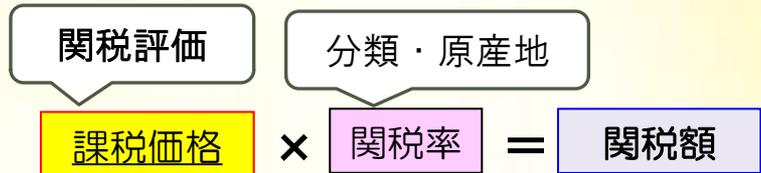


東京税関 業務部
首席関税評価官

はじめに・・・

○ 関税評価って何？

関税を課す際の課税価格を法律の規定により決定することです。



○ どのように考えたら良いの？

- 外国から貨物を売買で購入(輸入)した場合に、実際に支払った価格です。
- また、貨物の輸入に際して、売買の価格の他に法律に定められた運賃等を支払っている場合には、当該費用も含めたものが課税価格となります。
- なお、我が国はCIF価格を課税価格としているので、本邦到着後に発生する費用は含みません。



課税価格の決定の原則



【関税定率法第4条第1項】（抜粋）

課税価格とは、輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格とする。

課税価格

＝

現実支払価格

＋

加算要素

課税価格の決定の原則（イメージ）

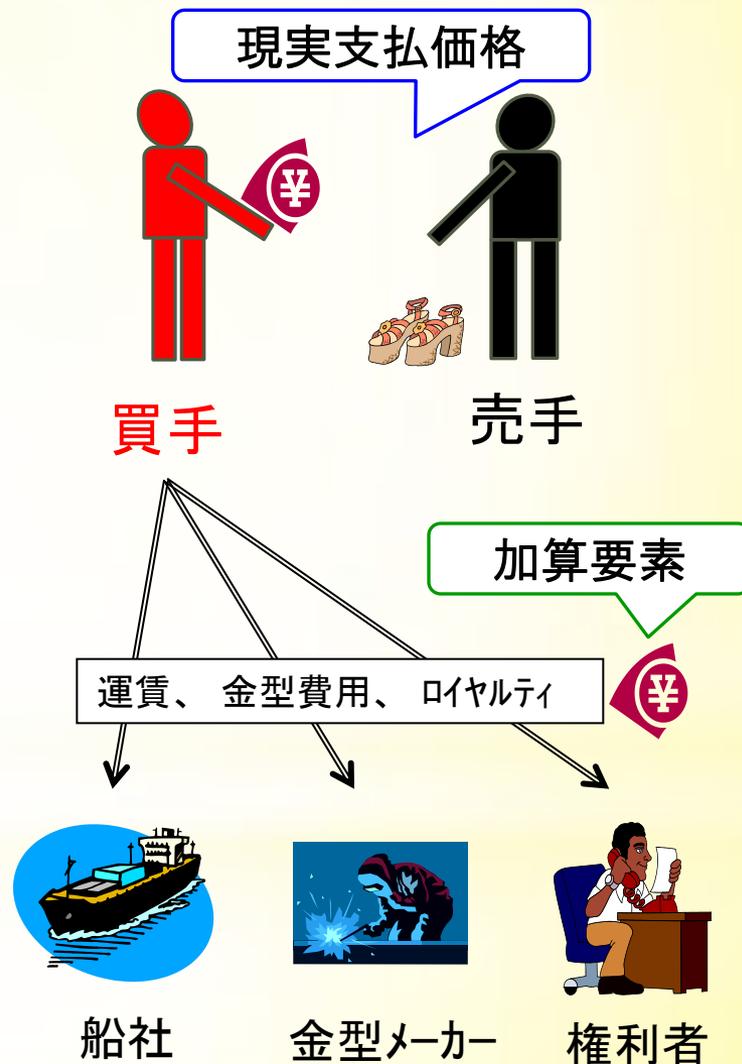
【現実支払価格】

買手が売手から輸入貨物を購入するために、売手に対して又は売手のために支払う費用の総額

+

【加算要素】

定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格の他に費用を支払っている場合に加算



加算要素



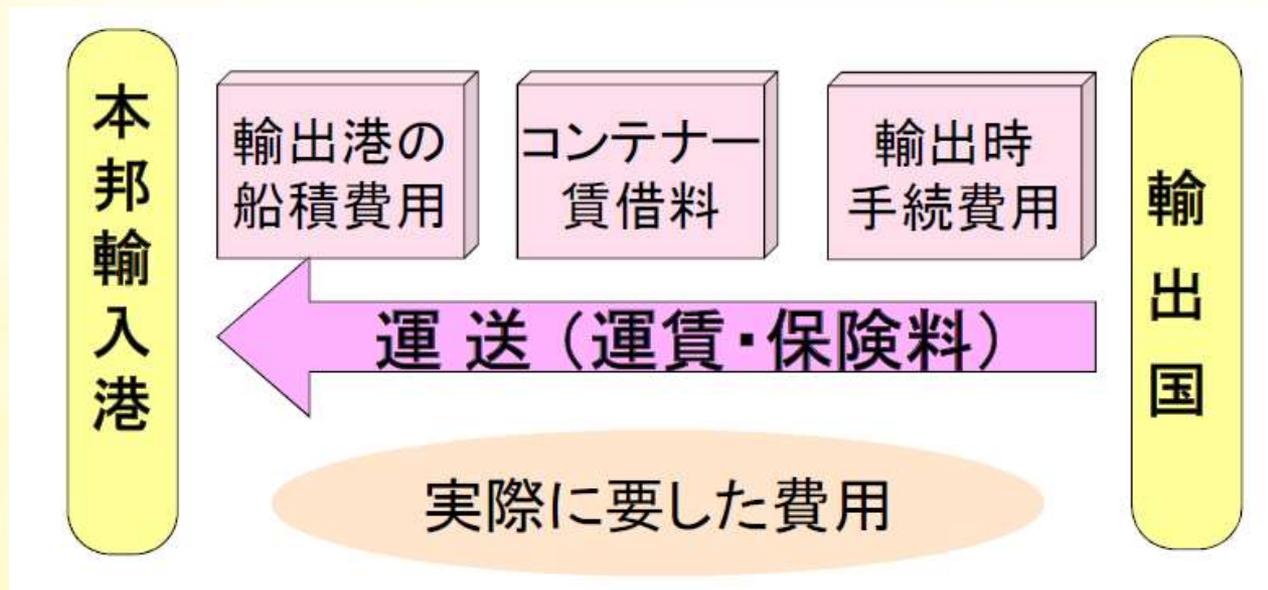
定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないものを加算

- ① 輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用
- ② 輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）又は容器・包装の費用
- ③ 買手により無償で又は値引きして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用
- ④ 輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、当該輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤ 輸入貨物の処分等による収益で売手に帰属するもの

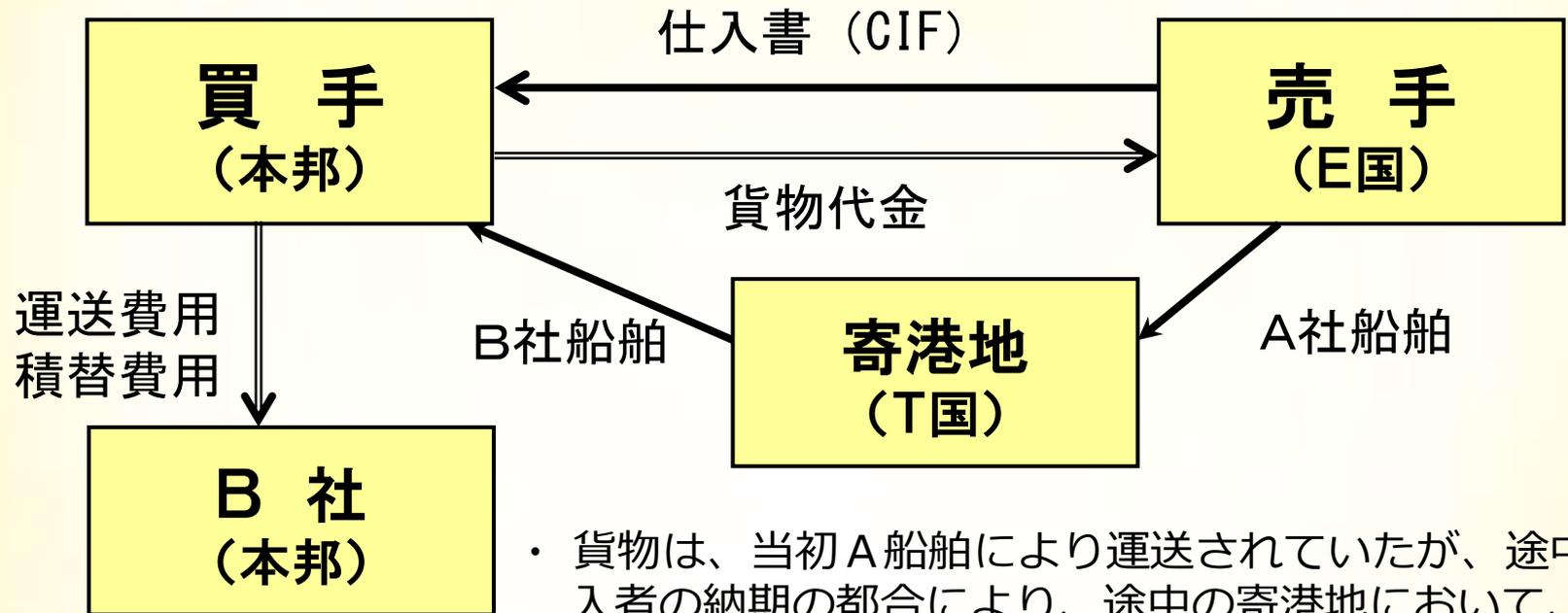
①輸入港に到着するまでの運賃、保険料 その他運送関連費用

【定率法基本通達4-8(3)】

「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいう。



事例1：船会社に支払う輸入貨物の積替えに伴う追加費用等



- ・ 貨物は、当初 A 船舶により運送されていたが、途中で輸入者の納期の都合により、途中の寄港地において、B 社船舶に積替えて運送した。
- ・ これにより B 社船舶の運送費用及び寄港地における積替え費用を支払った。



課税価格 = 仕入書価格 + B社船舶運送費用 + 積替費用
〔定率法第4条第1項第1号〕

②仲介料その他の手数料、容器又は包装に要する費用

【定率法基本通達4-9】

○仲介料その他の手数料

→ 輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料（買付手数料は除外）

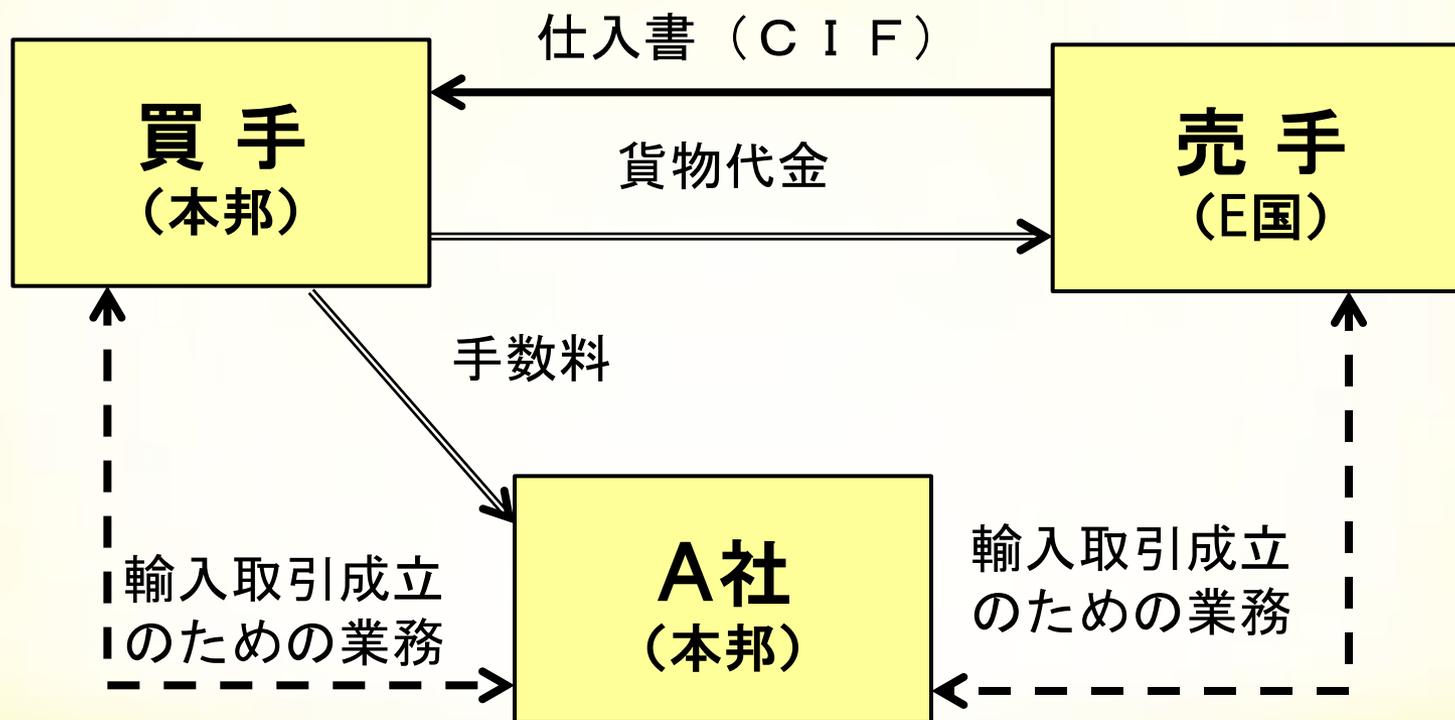


- ・ 「売手及び買手のため」に、又は「売手のため」に、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料（加算）
- ・ 輸入取引に関し、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により業務を行う者（買付代理人）に買手が支払う手数料（非加算）

○容器の費用、包装に要する費用

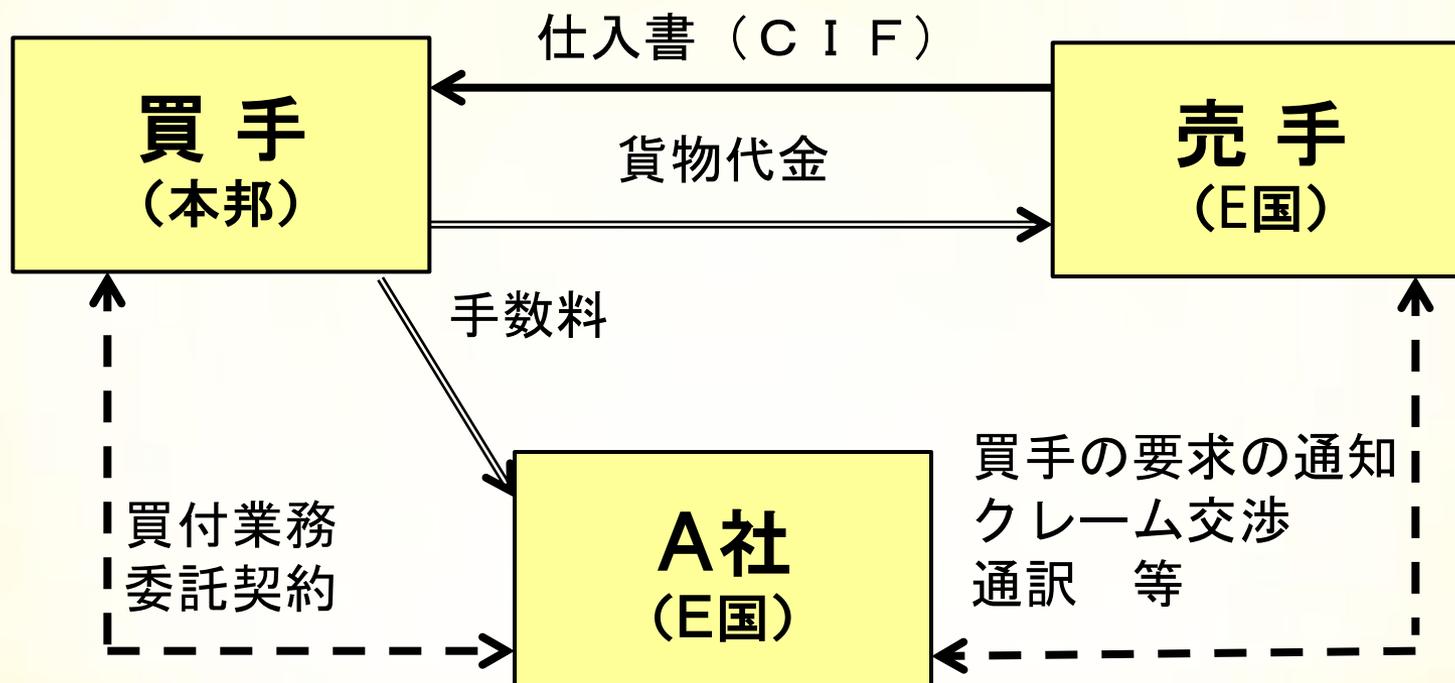
→ 輸入取引に関し、買手が負担した輸入貨物の容器の費用又は輸入貨物の包装に要する費用

事例2：仲介手数料



課税価格 = 仕入書価格 + 手数料
〔定率法第4条第1項第2号イ〕

事例3：買付手数料

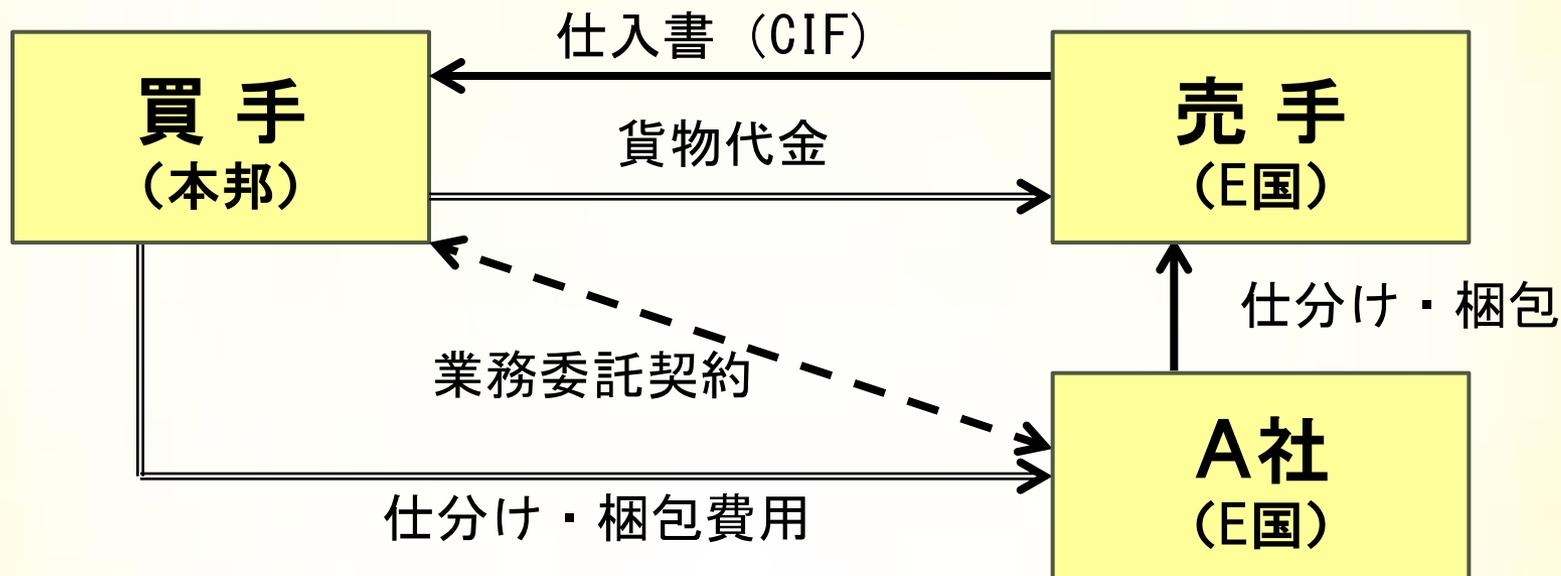


- ・ 買手が支払っている手数料は、買付手数料に当たると考えられるため、非加算となる。



課税価格 = 仕入書価格
〔定率法第4条第1項第2号イ〕

事例4：輸出国における輸入貨物の仕分け・梱包に要する費用



- ・買手と売手は、売買契約において、輸入貨物を船積みするまでに、買手が輸入貨物の仕分け・梱包を行うことについて取決め。
- ・買手は、その取決めに従い、E国に所在する梱包業者A社と業務委託契約を締結し、売手の工場内にて輸入貨物の仕分け・梱包（国内販売先ごとの輸入貨物の仕分け・梱包）をA社に委託し、その業務の対価を支払う。



課税価格 = 仕入書価格 + 仕分け・梱包費用
〔定率法第4条第1項第2号ハ〕

③買手により無償で又は値引きをして、直接又は間接に提供された物品又は役務の費用

イ. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

・ 原材料、副資材、ラベル等

ロ. 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

・ 機械、設備、金型、ダイス等

ハ. 輸入貨物の生産の過程で消費された物品

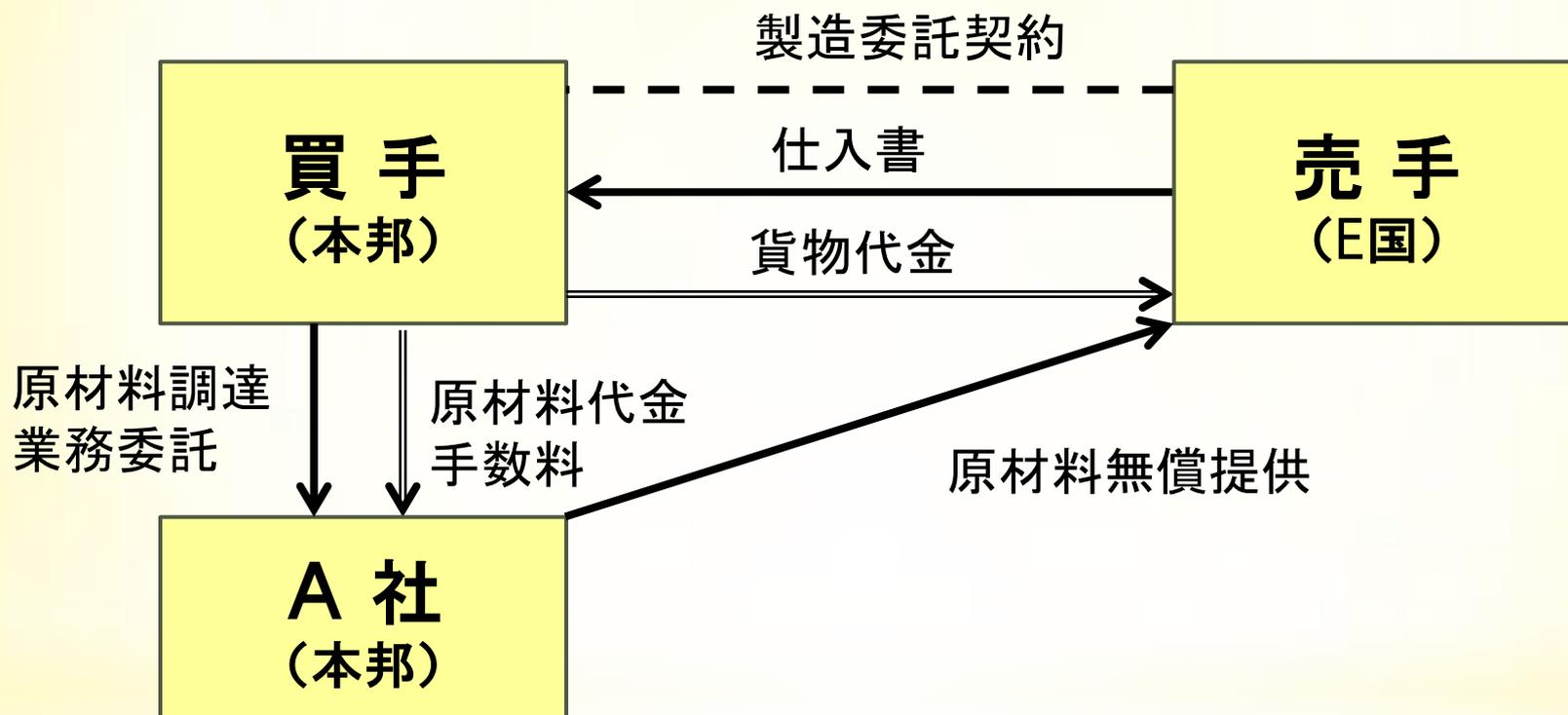
・ 燃料、触媒等

ニ. 技術、設計その他輸入貨物の生産に関する役務

輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの（定率法施行令第1条の5第3項）



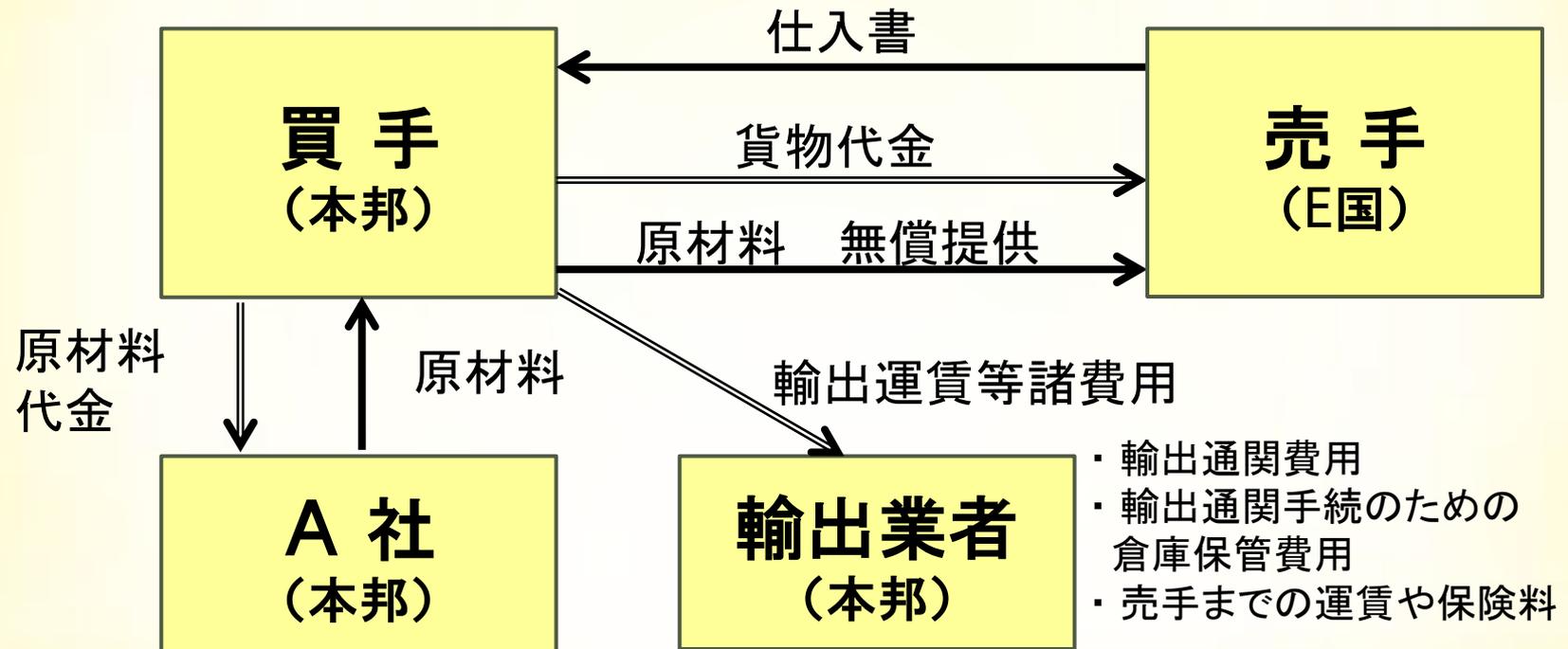
事例5：輸入貨物の原材料の調達に係る 手数料



課税価格 = 仕入書価格 + 原材料代金
+ A社手数料 (原材料の輸出運賃等諸費用を含む)
〔定率法第4条第1項第3号イ〕

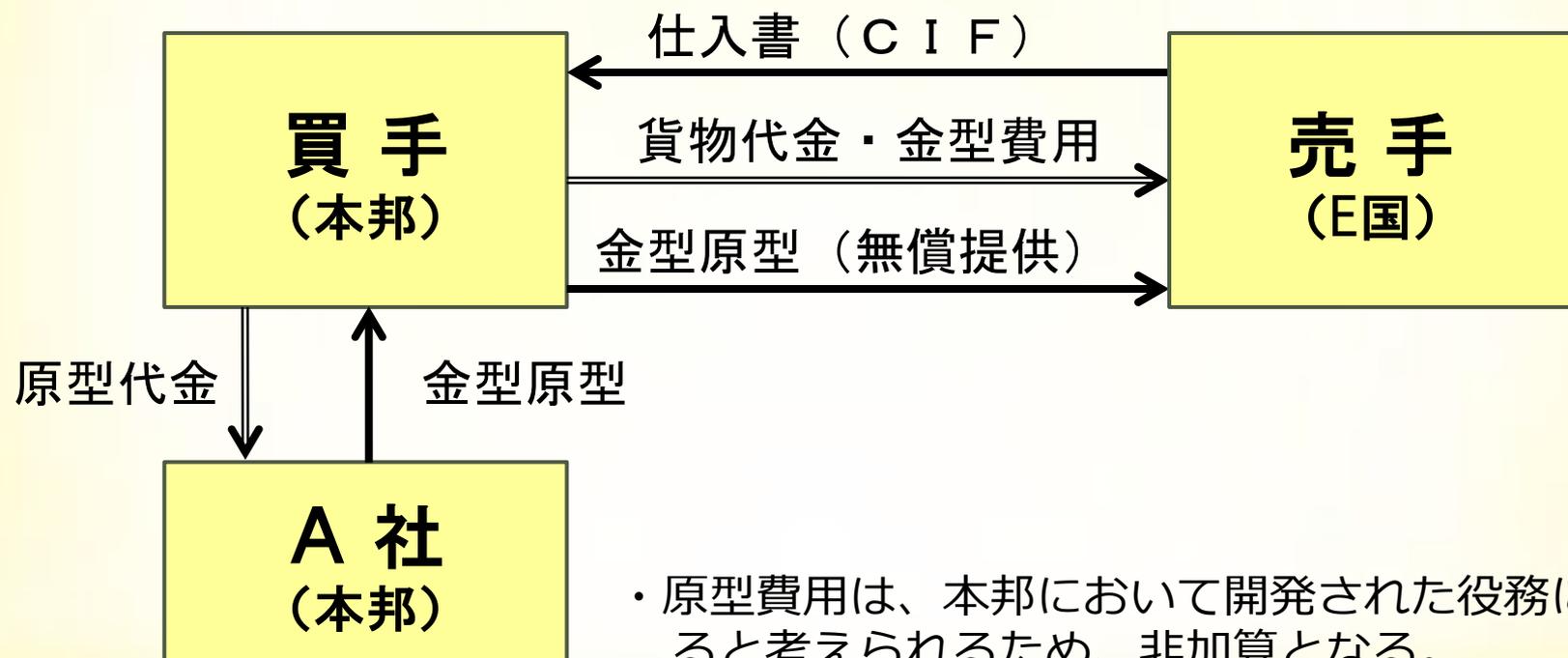


事例6：輸入貨物の原材料の輸出通関費用等



課税価格 = 仕入書価格 + 原材料代金 + 輸出運賃等諸費用
〔定率法第4条第1項第3号イ〕

事例7：輸入貨物の金型・金型原型の費用

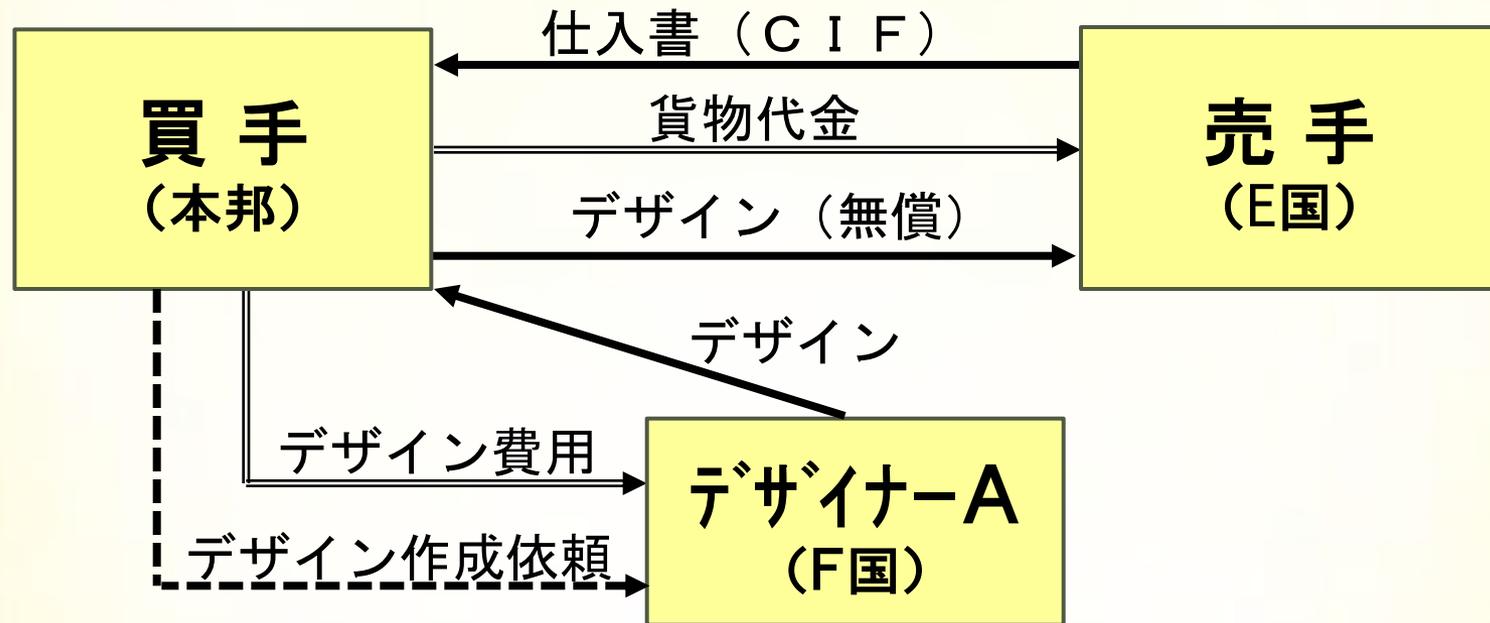


- ・原型費用は、本邦において開発された役務に当たると考えられるため、非加算となる。



課税価格 = 仕入書価格 + 金型費用
〔定率法第4条第1項第3号ロ〕

事例8：輸入貨物のデザイン（日本人が海外で作成したもの）の費用



- 買手は、輸入貨物のデザインの作成をF国に在住する日本人デザイナーA氏に依頼し、A氏がF国において作成した輸入貨物のデザインを売手に無償でメールにより提供している。



課税価格 = 仕入書価格 + デザイン費用
〔定率法第4条第1項第3号二〕

④特許権等の使用に伴う対価

＝ロイヤルティ又はライセンス料

特許権等の使用に伴う対価で、次の要件を満たすもの

①「輸入貨物」に係るもの

②「輸入取引に係る取引の状況
その他の事情からみて
当該輸入貨物の輸入取引を
するために」

③買手により直接又は間接に
支払われるもの

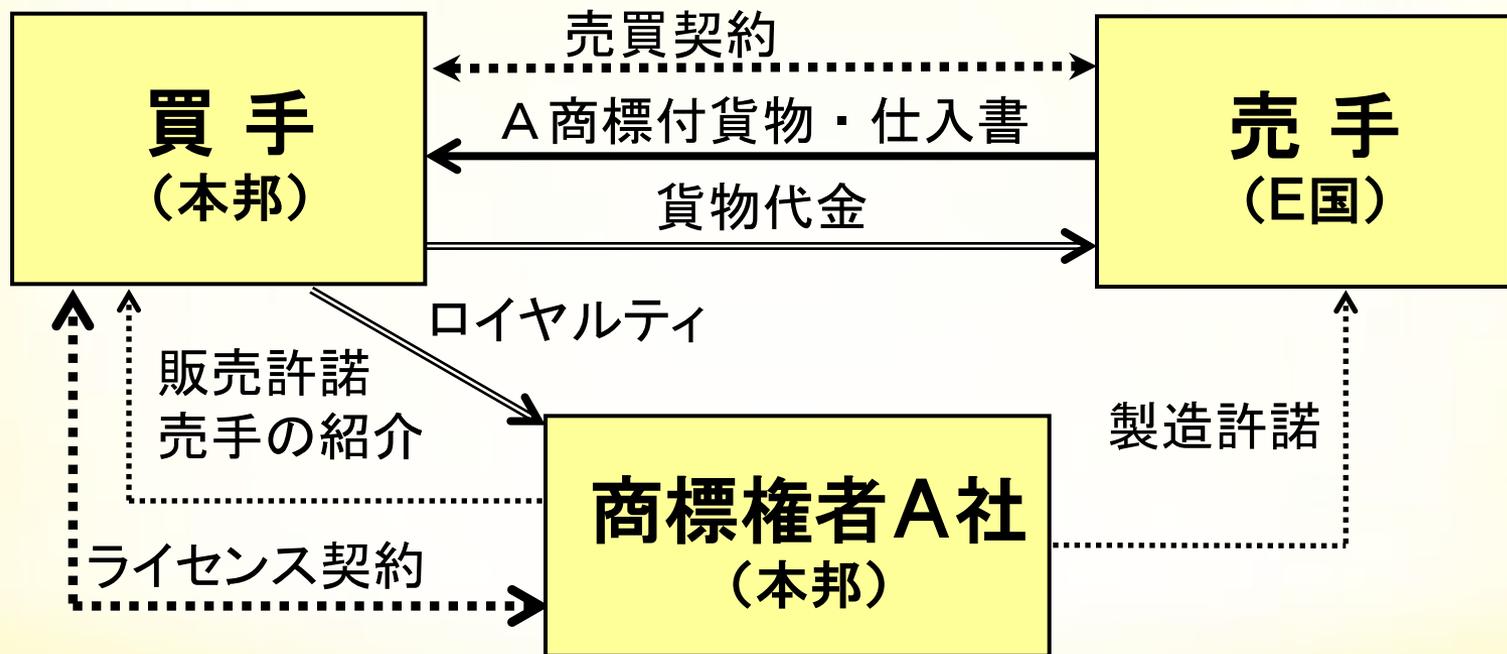
【対象権利】

- ・特許権
- ・意匠権
- ・商標権
- ・実用新案権
- ・著作権 等

特許権等の価値を構成する要素が輸入貨物と不可分一体の関係にあり、実質的にロイヤルティ等を特許権者へ支払わなければ、売手から輸入貨物を購入できない状態にある場合には加算になります。



事例9：売手が第三者である商標権者から製造許諾を受けている場合に買手が商標権者に支払うロイヤルティ



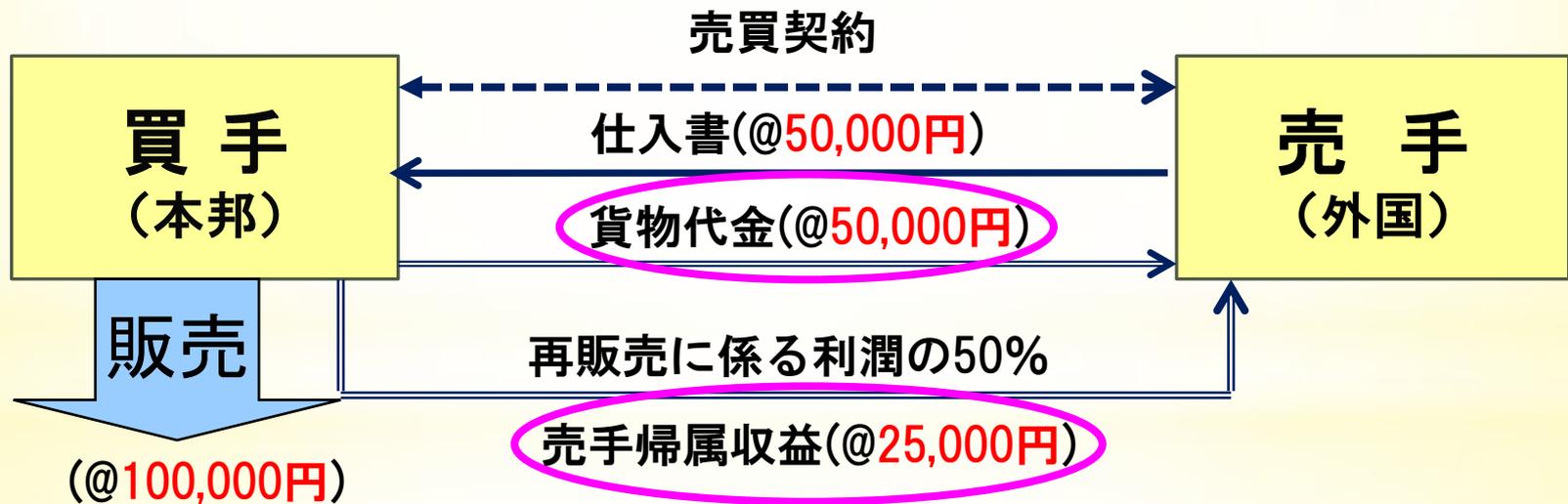
課税価格 = 仕入書価格 + ロイヤルティ
〔定率法第4条第1項第4号〕

⑤売手帰属収益

買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

【定率法基本通達4-14】

具体的には、輸入貨物の再販売、使用等で得られる売上代金、賃貸料、加工賃等で買手が売手に分配する利潤



課税価格 = 仕入書価格 + 売手帰属収益
〔定率法第4条第1項第5号〕

加算要素に係る取引事例

【注記】

これらの事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

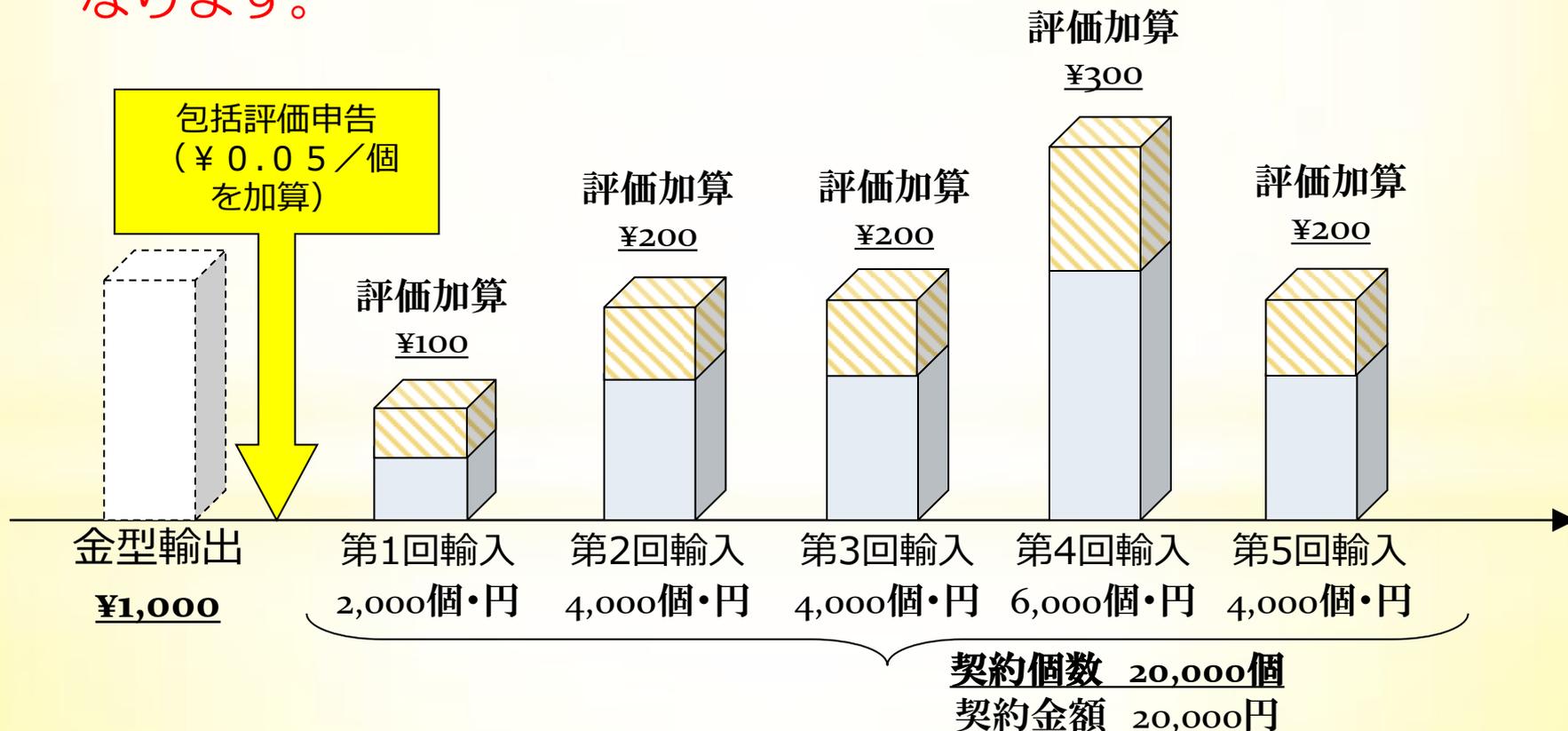
（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて、輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用ください。）



加算する場合の取扱いについて

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、

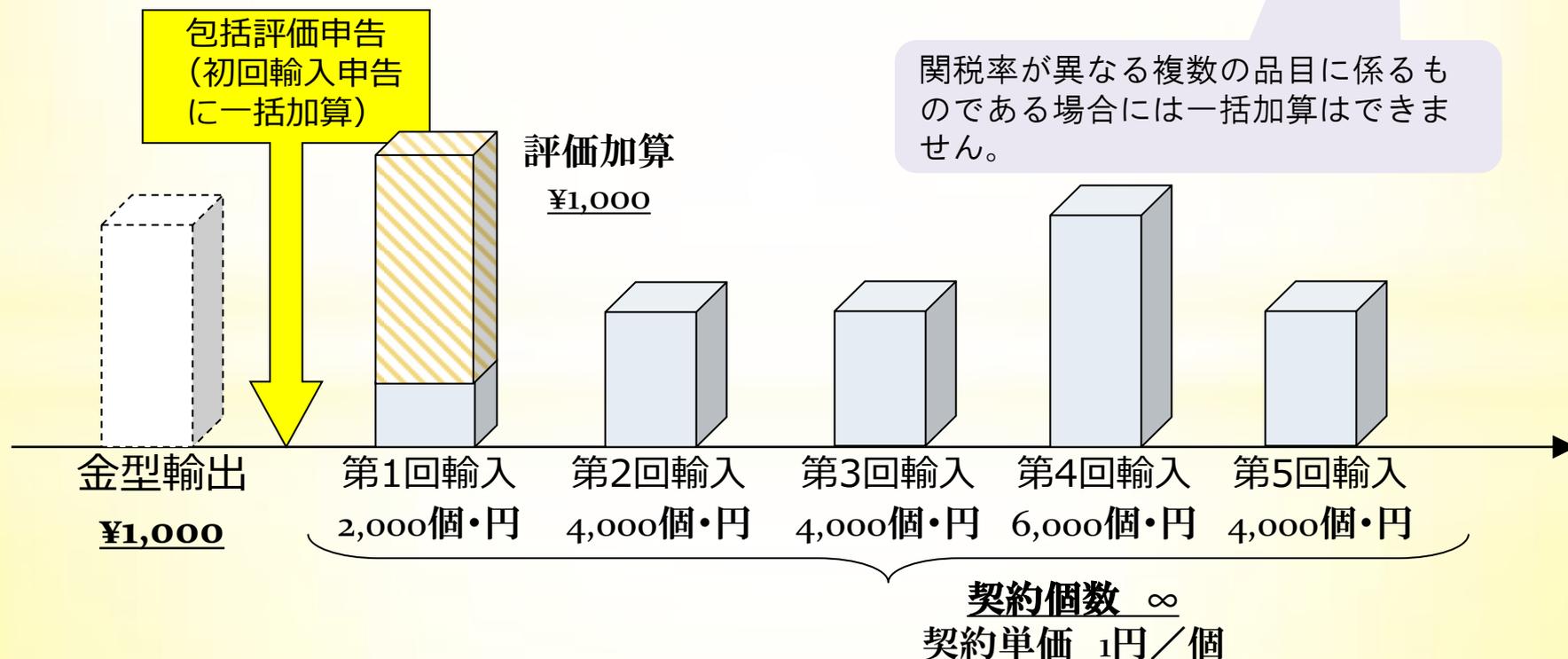
原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。



一括加算について

ただし、次に掲げる費用等の額の加算については、輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に算入することができます。

- (1) 定率法第4条第1項第3号に掲げる費用
- (2) 定率法第4条第1項第1～2号、第4～5号に掲げる費用等であつて、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの



改正後

第2節 課税価格の決定

(輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例)

4の6—2法第4条の6第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1)及び(2) (省略)

(3)「当該貨物の輸入が通常の出取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の出売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において出取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。**ただし、金、白金その他の国際相場価格がある物品等であって、通常、出取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められる物品については、この限りでない。**

この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格(郵便物にあつては、税関告知書等に記載されている価格)とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物にあつては課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物にあつては修正申告を求め、又は更正をする。

(4) (省略)

改正前

第2節 課税価格の決定

(輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例)

4の6—2法第4条の6第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1)及び(2) (同左)

(3)「当該貨物の輸入が通常の出取引の段階でされたとした場合の価格」とは、本邦の出売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において出取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。

この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格(郵便物にあつては、税関告知書等に記載されている価格)とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物にあつては課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物にあつては修正申告を求め、又は更正をする。

(4) (省略)

関税評価の取扱事例等（税関HP掲載）

○ 事前教示

輸入者等の皆様からの事前教示に対して税関が文書回答した事例について、原則HPに掲載しています。（現在23事例）

○ 質疑応答事例

輸入者等の皆様からの照会に対して税関が回答した事例のうち、他の輸入者の方々にも参考となるものを項目別に掲載しています。（現在138事例）

○ 関税評価用語等解説

関税評価に関する法令等の用語について、Q&A形式で説明しています。

○ その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等も掲載しています。



**関税評価についての文書による事前教示
をご利用ください！！**

**関税評価についてのインターネットによる
照会もご利用ください！**

ご清聴ありがとうございました。



東京税関 業務部 首席関税評価官